

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規則で定める日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第54号）附則第6項の規則で定める日は、平成25年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。